

# 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

## 1 経過

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした次の3つの法律（以下「子ども・子育て関連3法」という。）が、平成24年8月に成立した。

- 子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

※支援法及び認定こども園法施行に伴い「児童福祉法等関係する法律が整備されたもの」。

### ◆3法の趣旨

・幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とする。

### ◆主なポイント

- ・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ・施設型給付及び地域型保育給付の創設
- ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

### ◆施行時期

平成27年4月1日

⇒平成26年秋には新制度に基づいて利用申込み手続きが開始される。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設型給付                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付</li> </ul> </li> <li>■地域型保育給付                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）</li> <li>・家庭的保育（利用定員5人以下）</li> <li>・事業所内保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> </ul> </li> <li>■児童手当                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人への現金給付</li> </ul> </li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者支援</li> <li>抽籤子育て支援拠点事業</li> <li>妊婦健診</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>子育て支援活動事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>一時預かり</li> <li>延長保育事業</li> <li>幼児・前後期保育事業</li> <li>放課後児童健全育成事業</li> <li>児童遊園に係る補助給付</li> <li>多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業</li> </ol>

## 2 国が定める基準と本市が定める基準との関係性

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）を実施するに当たり、市町村は、国が定める基準を踏まえて基準を定めることとなっている。国が定める基準には「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」がある。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
国の基準に沿った市の考え方	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか	省令の基準を参考にし、下回るまたは緩和する基準を定めるべき市の実情があるかどうか
条例化の適否	●基準としての継続性を確保することができるか ●市民の理解は得られるか	
本市の考え方の方向性	●国の基準より下回る又は緩和すべき本市の実情がないかぎり、国の基準と同様とする。 ●「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」との整合を図る。	

## 3 基準の検討の場（案）

条例として定める基準	基準を定める根拠	検討の場
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（認可基準） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）	認定こども園法第13条第1項 児童福祉法第34条の16	子ども・子育て会議教育・保育検討部会 児童福祉審議会第2部会
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）	支援法第34条第3項、同第46条第3項	子ども・子育て会議教育・保育検討部会
保育の必要性の認定に関する基準（利用調整に係る基準を含む）	支援法第19条等（利用調整については児童福祉法第24条第3項、第73条第1項）	児童福祉審議会第2部会
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の8の2	児童福祉審議会第2部会
利用者負担額 ※条例又は規則（要検討）	児童福祉法第56条、支援法第27条、第30条、支援法附則第6条	市で検討し子ども・子育て会議（部会）及び児童福祉審議会第2部会で報告

## 4 条例制定について

新制度を実施するに当たり必要な基準については、次のとおり条例として定めていく。

### (1) 認可基準及び運営基準

#### A 制定する条例名

##### ■認可基準

- ・「(仮称)川崎市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」
- ・「(仮称)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」

##### ■運営基準

- ・「(仮称)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」

#### イ 条例制定の理由

新制度では、施設・事業はそれぞれの類型に関する認可基準及び運営基準を満たすことが求められる。認可基準に関しては、幼稚園については県に権限があるため、県が条例で定めており、保育所については本市が「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定めているが、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に関しては、本市が新たに条例で認可基準（設備及び運営に関する基準）を定める必要がある。

運営基準に関しては、新制度において、施設・事業が施設型給付あるいは地域型保育給付の対象となるために満たさねばならない基準であるため、この度本市が新たに定める必要がある。

ウ 条例案を提案する市議会（予定） → 平成26年第2回市議会定例会（平成26年6月）

### (2) 保育の必要性の認定基準

#### A 制定する条例名

「(仮称)川崎市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例」

#### イ 条例制定の理由

現行制度においては、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育の実施基準について条例で定めるところであるが、整備法により改正された児童福祉法ではこの規定が削除され、支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定基準について定めるものである。

なお、改正児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定に基づき、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされているため、利用調整に係る基準についても、今後規則等で定める予定である。

ウ 条例案を提案する市議会（予定） → 平成26年第2回市議会定例会（平成26年6月）

### (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

#### A 制定する条例名

「(仮称)川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」

#### イ 条例制定の理由

新制度では、改正児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、国、都道府県、市町村以外の者は、あらかじめ市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、市町村が条例で定めなければならない。

ウ 条例案を提案する市議会（予定） → 平成26年第3回市議会定例会（平成26年9月）

### (4) 利用者負担額 ※要検討

新制度における利用者負担については、措置については児童福祉法第56条、施設型給付については支援法第27条第3項、地域型保育給付については支援法第30条第3項、委託費については支援法附則第6条に規定されている。また、現行制度においては、保育料は児童福祉法第56条に直接根拠を持つ負担金であると旧厚生省から通知がなされている。新制度における利用者負担額の定め方については国から明確に示されていないため、根拠法や旧厚生省通知の適用範囲等について引き続き調査し、条例又は規則により利用者負担額について定めていく予定である。

条例案を提案する市議会又は規則を定める時期（予定）

→ 平成27年第1回市議会定例会（平成27年3月）  
（平成26年6～9月頃のしかるべき時に給付費・公定価格とともに市としての骨格と仮単価を示す予定）

# 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について

## 1 基本的な考え方

■学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としてふさわしい「単一の基準」とする。

■新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上する観点から、以下の方針で基準を策定する。

- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準を引き継ぐ。
- 幼稚園と保育所のいずれのみに適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- 認定こども園に特有の事項で、幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

■国が定める基準において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は次のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級の編成、配置するべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数</li> <li>○保育室の床面積その他設備にあって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> <li>○運営に関する事項にあって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>	左記以外のもの

## 2 新設の幼保連携型認定こども園の基準について

### (1) 学級編成・職員

■学級編成

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編成する。(それ以外は学級編成を求めない。)

■職員配置基準(学級編成基準)

- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
- 具体的な職員配置基準については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。

■園長等の資格

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
- ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。

■その他の職員の配置(法で規定されている事項以外)

- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

◀本市の対応案▶

◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、職員の加配基準等については、保育所と同様に別途定めることとする。

### (2) 設備

■建物及び附属設備の一体的設置

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

■保育室等の設置(法で規定されている事項以外)

- 幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等について、全て設置を求めることとする。
- <具体的な内容>
  - ・満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置など。

■園舎の階数、保育室等の設置階

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合は、3階建以上も可。
- 保育室等の設置階については、
  - ・満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、園舎が耐火建築物で、保育所で求められている待避設備等(階段、待避有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、3階以上に設置可。

■園舎・保育室等の面積

- 園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

■園庭の設置・面積

- 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置とする。
- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とするを原則とする。
- 教育的観点を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地又は屋上の面積参入は原則不可とする。

■調理室等の設置

- 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。
- 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

◀本市の対応案▶

◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (3) 運営

■教育時間・保育時間等

- 1年の開園日数は、日曜日・国民の祝日を除いた日を原則とする。
- 1日の開園時間は、原則11時間とする。
- 満3歳以上の子どもの1日の教育過程に係る教育時間は、4時間を標準とする。
- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。

■食事の提供

- 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。
- 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。

■健康診断

- 保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。

■子育て支援(法で規定されている事項以外)

- 具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については、公定価格の議論と合わせて検討。

◀本市の対応案▶

◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、延長保育時間の設定、健康診断の追加実施等の基準については、保育所と同様に別途定めることとする。

## 2 既存施設からの移行の特例について

■園舎・保育室等の面積の特例

- これまでの「保育所」又は「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものであって、「保育所」又は「幼稚園」を廃止し、当該保育所又は幼稚園と同一敷地内において、当該保育所又は幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、保育室等の面積が、保育所基準を満たし、又は、園舎面積が、幼稚園基準以上である場合には、園舎面積又は保育室等の面積基準を満たさなくてもよいものとする。

他

◀本市の対応案▶

◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

# 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

## 1 概要

- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）では、保育需要の増大に機動的に対応できるように、客観的な認可基準に適合することを求める。
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
  - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可することとしている（保育所に関する認可制度と同様）。

■家庭的保育事業等の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、**市町村が条例として定める必要がある**。

■国が定める基準において、「従うべき基準」「参酌すべき基準」は次のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
○職員の資格、員数 ○乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの	左記以外のもの

### ■事業の種類

類型	特徴	現行の認定事業	
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員5名以下（0～2歳児）</li> <li>家庭保育福祉員+補助者（研修受講済み）</li> <li>職員配置 3：1（5：2 福祉員と補助者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭保育福祉員（居宅型）</li> </ul>	
小規模保育	A型	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員6～19名（0～2歳児）</li> <li>保育所分園に近い類型、全員保育士</li> <li>職員配置 3：1、1歳児～6：1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所分園（市内無）</li> <li>おなかも保育室</li> <li>川崎認定保育園</li> </ul>
	B型	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員6～19名（0～2歳児）</li> <li>A型とC型の中間的な類型、保育士1/2以上</li> <li>無資格者には研修受講義務有、職員配置はA型に同じ</li> </ul>	
	C型	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員6～19名（0～2歳児）</li> <li>家庭保育福祉員+補助者（研修受講済み）</li> <li>職員配置 3：1（5：2 福祉員と補助者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭保育福祉員（共同型）</li> </ul>
事業所内保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の従業員の子ども（従業員枠）+地域の保育を必要とする子ども（地域枠）から成り、地域枠部分が利用調整の対象</li> </ul>	認定施設は無し	
居宅訪問型保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする子どもの居宅で実施</li> <li>職員配置 1：1</li> </ul>	無し	

## 2 認可基準の具体的な各項目について

### (1) 職員数・資格要件 ※従うべき基準

国の方針案	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	0～2歳児 3：1 補助者を置く場合 5：2	0歳児 1・2歳児 3：1 6：1 +1名	3：1 6：1 +1名	0～2歳児 3：1 補助者を置く場合 5：2	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育A、B型と同様	0～2歳児 1：1
保育従事者	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）	保育士	保育士1/2以上（保育士以外には必要な研修を実施）	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

＜本市の対応（案）＞ 国の基準に従う。

### (2) 給食（自園調理）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
給食		自園調理（※1）連携施設からの搬入可				—
設備		調理設備			定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	—
職員		調理員（※2）				—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの間に体制を整える前提で経過措置あり  
※2 連携施設等からの搬入を行う場合は不要

#### ＜本市の現状と対応（案）＞

家庭保育福祉員は、居宅型・共同型ともに併当持参としているが、調理設備はある。

自園調理を基本とするが、福祉員宅のセキュリティなどの課題もあり、準備に時間がかかるため、経過措置を活用し、施設改修をした上で実施する。

### (3) 設備・面積基準 ※参酌すべき基準

設備	国の方針案	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
			A型	B型	C型		
居室	居室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室、2歳児 保育室			定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育A、B型と同様	—
			屋外遊技場 ※付近の代替地可				
面積	居室	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡必要)	乳児室/ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室/ほふく室/保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育A、B型と同様	—	
							屋外遊技場

#### ＜本市の現状と対応（案）＞

家庭的保育事業および小規模保育事業C型については、国の方針（案）が現行の本市事業と同じ基準であるため、国の方針（案）通りとする。上記以外は新設事業であるため、国の方針（案）通りとする。

### (4) 連携施設等

国の方針案	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
連携施設		連携施設の設定が必要（※1）			定員19名以下の場合、連携施設の設定が必要	一律には求めない。（※2）
嘱託医		自ら確保する場合、連携は不要（連携施設の嘱託医に対して、連携を介して委嘱することも可能）				

※1 平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）。

※2 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、バックアップ等の設定を必ず求める。（その際の施設種別は市が指定）

#### ■連携施設が担う役割

- ①保育内容の支援 給食に関する支援、園庭解放、合同保育、後方支援、行事への参加 等
- ②卒園後の受け皿 受け皿対象となる施設に関するルールは、地域の必要性に応じて、市町村が定める。

#### ■連携のあり方・情報公開

- 必ずしも1：1の関係ではなく、1：複数、複数：1、複数：複数も認める。
- 特に経費が必要となったり、確実に履行が担保されるべき事項（給食の連携施設からの外部搬入、合同での嘱託医健診、卒園後の受け皿として連携施設に優先的な利用枠を設ける場合）は、協定書等の締結を求める。
- 協定書等を締結した場合は、どこどこが連携関係にあるのか明示する（情報公開の対象事項）。
- その他の場合においても連携施設であることを明確にした上で明示することが可能。

#### ＜本市の現状と対応（案）＞

- 平成27年の制度開始当初から、すべての地域型保育給付対象施設に対する連携施設の設定が困難であることから、経過措置を設けることとする。

# 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

## 1 確認制度の概要

■新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、各施設・事業の種類に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなる。

- そして、教育・保育施設、地域型保育事業は、
  - ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすことと、
  - ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」は次のとおり

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用定員</li> <li>○施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの</li> </ul>	左記以外の事項

- さらに、上記に加えて、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、
  - ①業務管理体制の整備と、
  - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められている。

## 2 確認制度における利用定員の考え方と運営基準について

### (1) 利用定員について

■利用定員の設定方法（最低数との関係）  
○認可制度上の最低定員の設定を前提として、確認制度上の利用定員を設定する際には、施設型給付・委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、以下の設定を基本とする。

保育所	認定こども園*	幼稚園
20人以上	20人以上	最低定員を設けない

※幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体で利用定員20人以上に設定する。  
※地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて設定する。

■利用定員の設定方法（子どもの年齢との関係）  
○利用定員の設定にあたって、子どもの年齢との関係については、
 

- ①年度途中の子どもの入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があることと、
- ②計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることとを踏まえ以下のとおりとする。

1号	2号	3号
3-5歳	3-5歳	0歳 / 1・2歳

※地域の実状等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。  
※柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとする。

■利用定員の設定方法（保育標準時間・保育短時間区分との関係）  
○利用定員の設定にあたって、保育標準時間と保育短時間の区分は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が必要であり、また、自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、保育標準時間・保育短時間の区分はしないで利用定員を設定することを基本とする。

＜本市の対応案＞  
◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする

### (2) 運営基準（利用開始に伴う基準）

- 応諾義務  
○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないとされているが、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。
- このうち、「特別な事情がある場合」については、
  - ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係
  - ・利用者による利用者負担の滞納との関係
  - ・設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係
  - ・保護者とのトラブルとの関係
 などについて、慎重に整理をした上で、その運用上の取扱いについて示すこととする。

＜本市の対応案＞  
◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (3) 運営基準（教育・保育の提供に伴う基準）

- 上乗せ徴収等の取扱い  
○施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収をする場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求めることとする。
- 実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業とも密接に関連することから、公定価格の議論において検討することとする。

＜本市の対応案＞  
◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (4) 運営基準（管理・運営等に関する基準）

- 会計の区分  
○公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求める。
- その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。
- また、会計上の取扱いとして、施設型給付、地域型保育給付の創設を受け、法人種別ごとの会計処理（学芸・学校法人会計、社福・社会福祉法人会計、株式会社等…企業会計など）を求めることを基本とするかについては、今後、更に検討。
- さらに、給付費の使途についても、区分経理と情報公表を前提とした上で、他制度の状況を踏まえ、今後、更に検討。
- 加えて、会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、今後、更に検討。

＜本市の対応案＞  
◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (5) 運営基準（撤退時のルール）

- 確認の辞退や利用定員の減少については、3か月以上の予告期間を設けることとされており、その際、設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設と連絡調整その他便宜の提供を行わなければならないとされているが、他の施設も、施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。
- また、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。

＜本市の対応案＞  
◆基本的には、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。ただし、実際の手続きについては別途検討する。

# 保育の必要性の認定に関する基準について

## 1 概要

■子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

＜認定区分＞

- ・1号認定：教育標準時間認定
- ・2号認定：満3歳以上・保育認定
- ・3号認定：満3歳未満・保育認定

■保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。

- ・「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ・「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ・「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

＜参考＞

現行制度における保育所入所までの一般的な流れ	新制度における保育を必要とする場合の利用手順
10～11月 入所申込み 12月 審査・調査 1月 入所選考会議 2月 入所承諾（内定）・不承諾（保留） 4月 入所・入所待機	○保育の必要性認定の申請・保育利用希望の申込 ○保育の必要性認定・認定証の交付 ○利用調整 ○利用可能な施設のあっせん・要請など ○利用契約・保育の利用

## 2 保育の必要性の認定に係る論点について

### (1) 事由について

現行の「保育に欠ける」事由	新制度の「保育の必要性」の事由
以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ①昼間労働することを常態としていること（就労）  ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること（その他）	以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的なすべての就労に対応 ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ②妊娠、出産  ③保護者の疾病、障害  ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護  ⑤災害復旧  ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

＜本市の対応案＞

- ◆事由については、現行の実施基準条例にならい、条例で定めることとし、条例の施行に関し必要な事項は別途定めることとする。
- ◆現行の取扱いを前提としながら、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

### (2) 区分（保育必要量）について

■保育標準時間、保育短時間の区分について  
 ○新制度においては、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間利用」と、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間利用」の2区分とする。その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週当たり30時間程度とすることを基本とする。

### ■保育必要量について

- 保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定することとする。
- この考え方に則り、年間の日数の枠としては、現行制度における保育所の年間開所日数約300日と同様とする。
- 時間数の枠については、以下のとおりとする。
  - ・保育標準時間利用の保育必要量としては、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間（最大292時間、最低212時間）とする。
  - ・保育短時間利用の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間（最大212時間）とすることを基本とする。

### ■就労以外の事由の保育標準時間利用・保育短時間利用の区分について

- 就労以外の事由についても、「親族の介護・看護」などにおいては、区分を設けることを基本とする。ただし、「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、特段、区分を設けず、利用者負担も一律とする。

### ■保育短時間認定における就労時間に係る下限設定について

- 新制度における保育認定に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とする。

＜本市の対応案＞

- ◆区分（保育必要量）については、条例とは別途定めることとする。

### (3) 優先利用について

#### ■優先利用の仕組み

- 待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点から踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

#### ■優先利用の事項

- 優先利用の対象として考えられる事項は、例示すると以下のとおり（詳細は、市町村において検討・運用）
- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
  - ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
  - ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合
  - ・1歳時点まで育休を取得しており、復帰する場合
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（※連携施設に関する経過措置として）
- ⑨その他市町村が定める事由
- ・このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

＜本市の対応案＞

- ◆優先利用については、調整指数上の優先度を高めることにより行うとされたことから、現行の取扱いを踏まえ、条例とは別途定めることとする。

## 3 利用調整に係る論点について

＜国における利用調整のイメージ例＞ ※実際の運用では、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況を踏まえ、市町村ごとに運用

【施設・事業】	【希望順位】	【申請者の指数】
1 A保育園 2 B認定こども園 3 C保育室（小規模） 4 D家庭的保育室	第1希望 A保育園 第2希望 B認定こども園 第3希望 D家庭的保育室	優先利用事項等を指数化
【各施設・事業の入所順位】		
A保育園 ○○ ○ (第1希望) 10点 □□ □ (第1希望) 10点 ◇◇ ◇ (第1希望) 9点	B認定こども園 △△ ○ (第1希望) 10点 □□ ○ (第2希望) 10点 ▲▲ ○ (第1希望) 9点	